



宮 崎 県 公 報

令和2年2月17日(月曜日) 第81号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 41,700 円

目 次

告 示	頁
○救急病院の辞退…………… (医療業務課) 1	
○救急病院の認定…………… (“) 1	
○指定自立支援医療機関 (更生医療) の名称の変更…………… (障がい福祉課) 1	
○指定自立支援医療機関 (精神通院医療) の名称の変更…………… (“) 1	
○保安林の指定予定の通知 (2件) …… (自然環境課) 1	
○保安林の指定実施要件の変更予定の通知…………… (“) 2	

公 告

○大規模小売店舗の新設に関する届出…………… (商工政策課) 2
○宮崎県伝統的工芸品の指定…………… (ホルミヤギ課) 3
○宮崎県伝統工芸士の認定…………… (“) 3
○宮崎県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更…………… (水産政策課) 3
選挙管理委員会告示
○選挙権を有する者の総数の50分の1の数及び3分の1の数…………… 7
○選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数…………… 7

告 示

宮崎県告示第 117号

次の医療機関は、令和2年2月7日付けで、救急病院等を定める省令 (昭和39年厚生省令第8号) 第1条第1項に規定する救急病院を辞退した。

令和2年2月17日

宮崎県知事 河野俊嗣

名 称	所 在 地
共立病院	延岡市中川原町3丁目42番地

宮崎県告示第 118号

次の医療機関を、救急病院等を定める省令 (昭和39年厚生省令第8号) 第1条第1項に規定する救急病院等と認定した。

令和2年2月17日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 名称及び所在地

名 称	所 在 地
延岡共立病院	延岡市山月町5丁目5679-1

2 救急病院等の認定の有効期間

令和2年2月8日から令和5年2月7日まで

宮崎県告示第 119号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (平成17年法律第123号) 第64条の規定により、更生医療を行う指定自立支援医療機関の名称の変更について次のとおり届出があった。

令和2年2月17日

宮崎県知事 河野俊嗣

名 称	所在地	名 称		変 更 年月日
		変更前	変更後	
医療法人社団 正立会 都城 明生病院	都城市	医療法人社団 正立会 黒松病院	医療法人社団 正立会 都城明生病院	令和元年 12月1日

宮崎県告示第 120号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (平成17年法律第123号) 第64条の規定により、精神通院医療を行う指定自立支援医療機関の名称の変更について次のとおり届出があった。

令和2年2月17日

宮崎県知事 河野俊嗣

名 称	所在地	名 称		変 更 年月日
		変更前	変更後	
医療法人社団 正立会 都城 明生病院	都城市	医療法人社団 正立会 黒松病院	医療法人社団 正立会 都城明生病院	令和元年 12月1日

宮崎県告示第 121号

森林法 (昭和26年法律第249号) 第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和2年2月17日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 都城市美川町2190-11
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

- ア 次の森林については、主伐は択伐による。
2190-11（次の図に示す部分に限る。）
- イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び北諸県農林振興局並びに都城市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 122号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和 2 年 2 月 17 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 西臼杵郡日之影町大字七折字下顔 2874-1・2874-26・2876-2・2876-3・2877-1 から 2877-3 まで・2878・2879-2・字上顔3200-1・3200-3（以上11筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び西臼杵支庁並びに日之影町役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 123号

森林法（昭和26年法律第 249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

令和 2 年 2 月 17 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 西臼杵郡日之影町大字七折字下顔2874-1、2874-10、2874-26、2876-2、2876-3、2877-1 から2877-3 まで、2878、2879-2、字上顔3200-1、3200-3
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所

在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び西臼杵支庁並びに日之影町役場に備え置いて縦覧に供する。）

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、大規模小売店舗の新設に関する届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から4月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。

令和 2 年 2 月 17 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）宮崎駅西口開発
宮崎市老松二丁目2番16号 外
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
九州旅客鉄道株式会社 代表取締役 青柳俊彦
福岡県福岡市博多区博多駅前三丁目25番21号
宮崎交通株式会社 代表取締役 川端史敏
宮崎市橋通西三丁目10番32号
- 3 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
未定
- 4 大規模小売店舗の新設をする日
令和 2 年 10 月 1 日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
15,592㎡
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の位置及び収容台数

駐車場棟 1 階	54台
駐車場棟 2 階	57台
駐車場棟 3 階	57台
駐車場棟 4 階	57台
駐車場棟 5 階	57台
駐車場棟 R 階	15台
合計	297台
 - (2) 駐輪場の位置及び収容台数

駐車場棟 1 階北西側	316台（駐輪場No.1）
駐車場棟 1 階南西側	72台（駐輪場No.2）
駐車場棟 1 階南東側	58台（駐輪場No.3）
合計	446台
 - (3) 荷さばき施設の位置及び面積

駅前棟 1 階南西側	90㎡（荷さばき施設No.1）
広島棟 1 階南側	81㎡（荷さばき施設No.2）
合計	171㎡
 - (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

駅前棟 1 階南西側	69.88㎡ (廃棄物等保管施設No.1)
広島棟 1 階南西側	40.00㎡ (廃棄物等保管施設No.2)
広島棟 1 階南側	10.00㎡ (廃棄物等保管施設No.3)
合計	119.88㎡

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
開店時刻 午前6時30分 閉店時刻 午後10時30分
- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前6時から午後11時まで
- (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
1箇所 駐車場棟西側
- (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前6時から午後10時まで (荷さばき施設No.1)
24時間 (荷さばき施設No.2)

8 届出年月日

令和2年1月31日

9 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間

- (1) 場所
宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター
- (2) 期間
令和2年2月17日から令和2年6月17日まで

10 意見書の提出先及び期間

- (1) 提出先
宮崎県商工観光労働部商工政策課
- (2) 期間
令和2年2月17日から令和2年6月17日まで

11 意見書の記載事項

意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。

宮崎県伝統的工芸品の指定に関する要綱 (昭和58年2月10日定め) の規定に基づき、宮崎県伝統的工芸品を次のとおり指定した。

令和2年2月17日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県 伝統的 工芸品	製作者を構成員とする組合等の名称 (個人にあっては製造所の名称・屋号・商号)	組合等の所在地 (個人にあっては事業所の所在地又は住所)	組合等の代表者の氏名 (個人にあっては、氏名)	指 定 年月日
宮崎ロ クロ工 芸品	社会福祉法人 宮崎県社会福祉 事業団 障害福 祉サービス事業 所 向陽園	宮崎市大島町 北ノ原1030番 地3	黒木 郁子	令和2 年2月 3日

宮崎県伝統工芸士の認定に関する要綱 (昭和58年2月10日定め) の規定に基づき宮崎県伝統工芸士を次のとおり認定した。

令和2年2月17日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮 崎 県 伝統工芸士	住 所	宮 崎 県 伝統的工芸品名	認 定 年 月 日
田村 和也	宮崎市村角町橋尊19 52	宮崎ロクロ工芸 品	令和2年 2月3日
新名 博文	宮崎市吉村町下り松 甲2433番地2	日向剣道防具	令和2年 2月3日

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律 (平成8年法律第77号。以下「法」という。) 第4条第7項の規定により、宮崎県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画を次のように変更した。

令和2年2月17日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 海洋生物資源の保存及び管理に関する方針

- (1) 本県の水産業は、生産量及び生産額ともに全国第15位 (平成29年) の漁獲実績を示している。県内においては、地域的に水産業を中核とした関連産業が発達した地域があり、重要な産業となっている。
- (2) また、本県にとって水産業は、宮崎県総合計画 (未来みやざき創造プラン) の中でも重要な位置付けであり、今後とも水産業の発展を図っていくためには、海洋生物資源を適切に管理し、合理的に利用していくことが必要である。
- (3) 本県水域は、日向灘沖を黒潮が流れ、沿岸には豊後水道からの内海系水が南下しており、黒潮周辺海域では黒潮に乗って回遊する魚類の、沿岸域では浮魚類あるいは根付け資源等の好漁場が形成されている。
- (4) 我が国周辺水域における漁業資源の水準については、近年、全体としておおむね安定的に推移しているが、低位水準にとどまっている資源や、資源水準が悪化している資源もみられ、本県海域における海洋生物資源も低水準、減少傾向にあるものが多くみられる。
- (5) 今後ともこのような状況が継続すれば、県民及び国民のニーズへの的確な対応のみならず、地域の経済の発展への重大な支障となるおそれがある。
- (6) このため、従来も種苗放流、漁業の管理等を通じた資源管理型漁業の推進等、種々の保存管理措置を講じてきたところであるが、更に海洋資源の適切な保存及び管理を図るため、法第3条第1項の基本計画により決定された漁獲可能量の都道府県別の数量について、適切な管理措置を講じることとする。
なお、くろまぐろに関する本県の保存管理措置については、別に定める。
- (7) また、宮崎県における水産資源の利用及び管理に関する基本方針に基づき、水産資源の利用及び管理を推進することとする。
- (8) その他、漁獲可能量制度を適切に管理し、必要に応じて漁業者等の指導又は採捕の数量の公表等の実効措置を講じるため、

他県入漁船を含め、第 1 種特定海洋生物資源の採捕実績の的確な把握に努めるものとする。

- (9) さらに、海洋生物資源の適切な保存及び管理を図るため、協定制度（法第13条第2項に規定する協定を締結することにより、海洋生物資源の保存及び管理を図ることをいう。以下同じ。）の活用等により、引き続き漁業者等による自主的な資源管理を推進する。
- (10) なお、本県における漁獲可能量においては、他県入漁者の採捕実績に妥当な配慮を払うものとする。

2 第 1 種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量について本県に定められた数量に関する事項

第 1 種特定海洋生物資源ごとの管理の対象となる期間及び知事管理量は、下表のとおりとする。

第 1 種特定海洋生物資源の期間別に定める数量			令和元年 (平成31年)	令和 2 年
	まさば及びごまさば		12,000 トン	
	まいわし		65,000 トン	75,000 トン
	まあじ		若干	若干

(注 1) 「令和元年（平成31年）」の管理の対象となる期間は、まさば及びごまさばにあっては令和元年7月から令和2年6月まで、それ以外の第 1 種特定海洋生物資源にあっては平成31年1月から令和元年12月までである。「令和 2 年」の管理の対象となる期間は、まさば及びごまさばにあっては令和2年7月から令和3年6月まで、それ以外の第 1 種特定海洋生物資源にあっては令和2年1月から令和2年12月までである。

(注 2) 農林水産大臣から留保枠の配分があり、知事管理数量が変更された場合には、上記に掲げる数量（留保枠を設定した場合は留保した数量を含む。）は、当該配分を反映した数量に変更する。

3 第 1 種特定海洋生物資源の知事管理量について、海洋生物資源の採捕の種類別、海域別又は期間別の数量に関する事項

第 1 種特定海洋生物資源ごとの知事管理量について、採捕の種類別及び期間別に定める数量は、下表のとおりとする。

なお、海域別の数量は、定めない。

また、資源に対する漁獲圧力が無視できるほど小さいと認められる漁業種類については、数量を明示しないこととした。

採捕の種類 第 1 種特定海洋生物資源の期間別に定める数量	中型まき網漁業及び小型まき網漁業			
			令和元年 (平成31年)	令和 2 年
	まさば及びごまさば		11,680 トン	
	まいわし		64,578 トン	74,700 トン
まあじ		若干	若干	

(注 1) 「令和元年（平成31年）」の管理の対象となる期間は、まさば及びごまさばにあっては令和元年7月から令和2年6月まで、それ以外の第 1 種特定海洋生物資源にあっては平成31年1月から令和元年12月までである。「令和 2 年」の管理の対象となる期間は、まさば及びごまさばにあっては令和2年7月から令和3年6月まで、それ以外の第 1 種特定海洋生物資源にあっては令和2年1月から令和2年12月までである。

(注 2) 農林水産大臣から留保枠の配分があり、2 に定める知事管理数量が変更された場合には、これらの第一種特定海洋生物資源の種類ごとの変更後の知事管理量から留保枠を除いた数量に

、それぞれ次の割合を乗じて得た数量（端数は切り上げる）に変更する。

まさば及びごまさば： 97.33%

まいわし： 99.60%

まあじ： 77.83%

4 第 1 種特定海洋生物資源知事管理量に関し実施すべき施策に関する事項

【まいわし】

中型まき網漁業及び小型まき網漁業については、漁業者による自主的な漁獲可能量の管理を推進するため、協定制度の普及及び定着を図ることとし、海洋生物資源の採捕の数量等の報告に関する規則（平成8年宮崎県規則第53号。以下「規則」という。）の規定に基づき漁獲実績の報告を求め、漁獲実績が配分量以下となるよう指導することとする。

また、原則として現在のまき網漁業許可隻数等については現状どおりとして、従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとする。

なお、定置漁業、小型定置網漁業等にあっては、まいわしの採捕実績が極めて微少であるため、今回割当てを行っていないが、現状の漁獲努力量を著しく増加させることがないよう努め、漁獲実績が従来程度となるよう努めることとする。

【まさば及びごまさば】

中型まき網漁業及び小型まき網漁業については、漁業者による自主的な漁獲可能量の管理を推進するため、協定制度の普及及び定着を図ることとし、規則の規定に基づき漁獲実績の報告を求め、漁獲実績が配分量以下となるよう指導することとする。

また、原則として現在のまき網漁業許可隻数等については現状どおりとして、従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとする。

なお、定置漁業、小型定置網漁業等にあっては、まさば及びごまさばの採捕実績が極めて微少であるため、今回割当てを行っていないが、現状の漁獲努力量を著しく増加させることがないよう努め、漁獲実績が従来程度となるよう努めることとする。

【まあじ】

中型まき網漁業及び小型まき網漁業については、漁業者による自主的な漁獲可能量の管理を推進するため、協定制度の普及及び定着を図ることとし、規則の規定に基づき漁獲実績の報告を求め、現状以上に漁獲努力量を増加させることがないようにするとともに、採捕の数量が前年の実績程度となるよう努めることとする。

なお、定置漁業、小型定置網漁業等にあっては、まあじの採捕実績が極めて微少であるため、今回割当てを行っていないが、現状の漁獲努力量を著しく増加させることがないよう努め、漁獲実績が従来程度となるよう努めることとする。

5 その他海洋生物資源の保存及び管理に関する重要事項

- (1) 海洋生物資源の保存及び管理をより一層推進するために、より詳細かつ正確な資源状況の把握が必要であることから、漁獲情報を的確に把握するとともに、資源に関する調査及び研究の充実・強化を更に進めることとする。
- (2) 海洋生物資源の保存及び管理を推進するため、小型魚や産卵親魚の保護等に向けた取組を進めることとする。

6 指定海洋生物資源の保存及び管理に関する事項

本県においては該当なし

宮崎県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の別に定めるくろまぐろについて

1 くろまぐろの保存及び管理に関する方針

- (1) 本県においてくろまぐろは、主にひき縄漁業や釣り漁業、定置漁業などにより漁獲されている。その中にあって、同資源の保存及び管理を通じて安定的で持続的な利用を図るために、国の基本計画により決定された漁獲可能量のうち本県の知事管理量について、本県の漁業実態に応じた適切な管理措置を講じる。
- (2) また、本県の知事管理量を適切に管理するためには、くろまぐろの採捕の数量を的確に把握する必要があることから、採捕の数量の報告体制を整備し、適切な報告がなされるよう漁業者等の指導・確認を行うものとする。併せて、採捕の数量が積み上がり本県の知事管理量に近づいた場合は、この旨を直ちに公表するとともに、早期にその是正措置を講じるものとする。
- (3) さらに、管理を適切に行っていくためには、くろまぐろの分布、回遊状況、当該資源を取り巻く環境等についてのより詳細な科学的データ又は知見が必要であり、当該データの蓄積又は知見の進展を図るため、国又は関係都道府県との連携の下、本県水産試験場の資源調査体制の充実強化を図る。
- (4) これらのほか、本県の知事管理量の遵守を図るため、漁業者協定の締結等を促進し、本県の管理措置と相まった漁業者による自主的な漁獲管理の取組を行うものとする。

2 くろまぐろの漁獲可能量について宮崎県の知事管理量に関する事項

第5管理期間（平成31年4月1日から令和2年3月31日まで）におけるくろまぐろの知事管理量は、次の表のとおりである。

区 分	知事管理量	留保する量
30キログラム未満のもの（以下「小型魚」という。）	13.4トン	うち 1.5トンを本県の留保とする
30キログラム以上のもの（以下「大型魚」という。）	14.6トン	うち 0.5トンを本県の留保とする

我が国全体の小型魚又は大型魚の漁獲可能量を超えるおそれが著しく大きいと認めて、農林水産大臣が当該採捕の数量を公表した場合は、上表の本県の知事管理量が消化されていない場合であっても、その時点における本県の採捕の数量をもって、上表の本県の知事管理量とする。

また、都道府県間での配分量の融通の取組等により、融通の協議が整った場合には、その内容を公表するものとし、当該公表がなされた場合は、上表の知事管理量は公表内容を反映した数量とする。

3 くろまぐろの知事管理量について、海洋生物資源の採捕の種類別又は期間別の数量に関する事項

(1) 採捕の種類別の割当量について

2に掲げる知事管理量の小型魚及び大型魚における採捕の種類別に定める割当量は、次の表のとおりとする。

採捕の種類	小型魚	大型魚
本県の漁船漁業等の割当量	8.3トン	12.5トン
本県の定置漁業の割当量	3.6トン	1.6トン

(注) 漁船漁業等とは、定置漁業以外の漁業をいう。

(2) 採捕の種類別の数量を期間別の数量に分けた割当量について
(1)に掲げる小型魚及び大型魚における採捕の種類別の割当量を期間別に分けて定める割当量は、次の表のとおりとする。

なお、各期間別の未消化数量については、全数量を次の期間へ充当し、各期間別の超過数量については、全数量を次の期間から差し引くことを基本とする。また、期間別の割当量を変更したときは、速やかに公表し、各漁業協同組合へ通知する。

採捕の期間	漁船漁業等	定置漁業
本県の採捕の種類別の割当量	8.3トン	3.6トン
(小型魚)	うち4月～6月	1.9トン
	7月～9月	1.3トン
	10月～12月	1.1トン
	1月～3月	4.0トン
		0.9トン
		0.6トン
		1.0トン
		1.1トン

採捕の期間	漁船漁業等	定置漁業
本県の採捕の種類別の割当量	12.5トン	1.6トン
(大型魚)	うち4月～9月	10.8トン
	10月～3月	1.7トン
		0.9トン
		0.7トン

都道府県間での配分量の融通の取組等により、融通の協議が整った場合には、その内容を公表するものとし、当該公表がなされた場合は、上表の採捕の種類別及び採捕の期間別の割当量は公表内容を反映した数量とする。この場合において、採捕の種類別の割当量及び採捕の期間別の割当量への配分量については、原則として、当初の割当量の比率で配分する。

また、本県の採捕の数量が採捕の種類別又は期間別の割当量を超えるおそれが著しく大きいと認める場合は、小型魚と大型魚の別に定めた採捕の種類ごと又は期間ごとに法第10条第2項の規定に基づく採捕の停止等の命令を发出する。

4 くろまぐろの知事管理量に関し実施すべき施策に関する事項

(1) 緊急報告体制について

- ① 各漁業協同組合は、急激な採捕の積み上げに備え、小型魚及び大型魚の別に次に掲げる報告基準に該当する場合は、土日祝祭日を問わず速やかに県に一報の上、採捕の数量報告を行うものとする。

採捕の種類	報告基準
漁船漁業等	割当量の8割を消化するまで 1日1隻当たり 100キログラムを超える量の採捕 割当量の8割を超えて消化した場合 1日1隻当たり50キログラムを超える量の採捕
定置漁業	割当量の8割を消化するまで 1日1か統当たり 100キログラムを超える量の採捕 割当量の8割を超えて消化した場合 1日1か統当たり50キログラムを超える量の採捕

- ② ①の県への一報は、次に掲げる流れにより行うものとする。

ア 漁業者の段階

漁業者は、①の数量の漁獲があった場合、当日中に当該漁業者が所属する漁業協同組合（以下「所属漁業協同組合」という。）に採捕の数量報告を行う。

イ 漁業協同組合の段階

所属漁業協同組合は、①の該当事案を認めた場合、県水

産政策課へ電話連絡を行うとともに、管内の他の漁業者に対し同様の事例の有無を確認し、その有無についても県水産政策課へ電話連絡を行う。

また、県は、①の事案について、県内の全ての漁協に注意喚起のため、FAX連絡を行うこととする。

③ ①の緊急報告による急激な採捕があった場合に直ちに当該関係漁業者が取り組む緊急の管理措置は、次表のとおりとする。

また、県は、当該採捕の数量報告を受けた場合、次表の緊急の管理措置が実施されているか確認し、必要な指導を行うものとする。

漁業種類	緊急の管理措置
漁船漁業等	当該漁業協同組合は所属組合員に対し、大量漁獲があった旨の緊急連絡を行う。 本県の残枠が判明するまでの間は、当面、生存個体の放流、くろまぐろを漁獲することを目的とした操業の自粛、漁業協同組合の荷受け自粛を行う。
定置漁業	当該漁業協同組合は所属組合員に対し、大量入網があった旨の緊急連絡を行う。 本県の残枠が判明するまでの間は、当面、生存個体の放流、漁業協同組合の荷受け自粛を行う。

(注) 急激な採捕が小型魚のみの場合は小型魚のみを対象として管理措置を実施し、大型魚のみの場合は大型魚のみを対象として管理措置を実施することとする。

④ 県は、小型魚及び大型魚の別に1日1トンを超える採捕の数量報告があった場合は、当該採捕の数量を国に報告する。

(2) 採捕の数量の公表等について

県は、法第8条第2項の規定に基づき、本県の採捕の数量が知事管理量を超えるおそれがあると認める場合として、2又は3の数量（留保の数量を含む。）の7割を超え、又はそのおそれがあると認める時点で、当該採捕の数量を公表するものとする。

(3) 早期是正措置について

県は、(2)の採捕の数量の公表後、速やかに法第9条第2項の規定に基づく助言、指導又は勧告を内容とする次に掲げる早期是正措置を管内の漁業者等に対し講じるものとする。

① 漁船漁業等（小型魚及び大型魚）

ア 割当量の7割を超えるおそれがあると認めるとき

- ・漁業者は、1日1隻当たり80キログラムを採捕の上限とし、80キログラムを超える量の採捕があった場合には、漁場移動を行う等により、くろまぐろの漁獲を回避する。
- ・漁業者は、生存個体を放流する。
- ・県は、これらの措置の実施を助言する。併せて、所属漁業協同組合に当該措置の履行確認を依頼する。

イ 割当量の8割を超えるおそれがあると認めるとき

- ・漁業者は、1日1隻当たり40キログラムを採捕の上限とし、40キログラムを超える量の採捕があった場合には、漁場移動を行う等により、くろまぐろの漁獲を回避する。
- ・漁業者は、生存個体を放流する。
- ・県は、これらの措置の実施を指導する。併せて、所属漁業協同組合に当該措置の履行確認を依頼する。

ウ 割当量の9割を超えるおそれがあると認めるとき

- ・漁業者は、くろまぐろを漁獲することを目的とした操業を自粛する。
- ・漁業者は、くろまぐろの採捕をやむを得ない混獲のみとする。
- ・漁業者は、生存個体を全て放流する。
- ・県は、これらの措置の実施を勧告する。併せて、所属漁業協同組合に当該措置の履行確認を依頼する。

② 定置漁業（小型魚及び大型魚）

ア 割当量の7割を超えるおそれがあると認めるとき

- ・漁業者は、1日1か統当たり80キログラムを採捕の上限とし、80キログラムを超える採捕のおそれがある場合には、生存個体を放流する。
- ・県は、これらの措置の実施を助言する。併せて、所属漁業協同組合に当該措置の履行確認を依頼する。

イ 割当量の8割を超えるおそれがあると認めるとき

- ・漁業者は、1日1か統当たり40キログラムを採捕の上限とし、40キログラムを超える採捕のおそれがある場合には、生存個体を放流する。
- ・県は、これらの措置の実施を指導する。併せて、所属漁業協同組合に当該措置の履行確認を依頼する。

ウ 割当量の9割を超えるおそれがあると認めるとき

- ・漁業者は、くろまぐろの入網がないことを確認し、網起こしを行う。
- ・漁業者は、くろまぐろの入網がある場合には、生存個体を全て放流する。
- ・県は、これらの措置の実施を勧告する。併せて、所属漁業協同組合に当該措置の履行確認を依頼する。

(4) 協定の締結について

県は、法第13条第2項の規定に基づく協定の締結に向け、各漁業協同組合と検討準備を進める。

(5) 遊漁（遊漁者及び遊漁船業者）の管理について

① 県は、管内の漁船漁業等を営む漁業者へ管理の取組を指導した場合は、管内の遊漁船業者に対しても同様の指導を行うものとする。この場合、県は、国に対し、当該指導内容を速やかに報告するものとする。

② 特に、プレジャーボート等を利用した採捕の実態が必ずしも明らかでないことから、県は、国と協力しつつ、各釣り団体のホームページやテレビ等の媒体を通じ、くろまぐろの管理状況や漁業者の取組への理解と協力の呼びかけを行うものとする。

5 その他くろまぐろの保存及び管理に関する重要事項

(1) 第2管理期間における小型魚の超過分の差し引き等について
第2管理期間の超過量については、差し引きがない場合の漁獲枠の2割（2.9トン）を上限として9年間にわたって分割して差し引くこととしているが、前管理期間の未消化数量については、次管理期間以降の差し引き分に充当する。

表1 第2～第5管理期間の小型魚の超過、差し引き及び充当数量の表

第2管理 期間超過 量合計	第3・第4 管理期間期 首の差し引 き済み数量	第5管理 期間期首 の差し引 き数量	第3管理期間 の未消化数量 による繰り上 げ返済数量	第5管理期 間の資源評 価調査のため の充当数量
24.6トン	5.4トン	2.9トン	1.4トン	0.2トン

表2 第5管理期間以降の本県の小型魚の漁獲可能数量の表

	本県全体の 差し引き数量	差し引き後の 本県漁獲可能数量
第5管理期間 (2019年)	2.9トン	11.8トン
第6管理期間 (2020年)	2.9トン	11.8トン
第7管理期間 (2021年)	2.9トン	11.8トン
第8管理期間 (2022年)	2.9トン	11.8トン
第9管理期間 (2023年)	2.9トン	11.8トン
第10管理期間 (2024年)	2.9トン	11.8トン
第11管理期間 (2025年)	1.8トン	12.9トン

(2) 採捕の停止命令について

- ① 本県の採捕の数量が2の知事管理量の9割5分を超える時点で、法第10条第2項の規定に基づく採捕の停止命令をする。
- ② 本県の採捕の数量が3の採捕の種類別又は期間別の数量の9割5分を超える時点で、法第10条第2項の規定に基づく採捕の停止命令をする。
- ③ 遊漁者による採捕の数量は知事管理量に含まれるため、本県知事の採捕の停止命令（法第10条関係）が出された場合は、本県の水面での遊漁者も命令対象者であり、管内の漁船漁業等を営む漁業者に対し管理の取組を指導した場合は、同様の指導を行う。

選挙管理委員会告示

宮崎県選挙管理委員会告示第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに同法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあっては、その40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあっては、その80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は、令和2年2月3日現在次のとおりである。

令和2年2月17日

宮崎県選挙管理委員会委員長 吉瀬 和明

選挙権を有する者の総数の50分の1の数 18,275人

選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあっては、その40万を超える数に6分の1を乗じ

て得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあっては、その80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数） 214,216人

宮崎県選挙管理委員会告示第6号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあっては、その40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあっては、その80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は、令和2年2月3日現在次のとおりである。

令和2年2月17日

宮崎県選挙管理委員会委員長 吉瀬 和明

西臼杵郡選挙区

5,701人

--	--